

福井大学子どもまごころの発達研究センター

自己点検評価報告書

(対象年度：令和元年度～令和6年度)

令和7年12月

はじめに

福井大学子どものこころの発達研究センター長
松崎 秀夫

福井大学医学部・医学研究科の基礎分野では、伝統的に神経領域の研究実績が高く評価されてきました。この神経研究と、国際的水準にある機能画像研究を行う高エネルギー医学研究センターをはじめとする関連領域が連携し、小児科や精神科などの参加も得て、子どものこころの問題を総合的に研究するセンターとして、平成21年に本センターの前身である福井大学大学院医学系研究科附属子どもの発達研究センターが設置されました。

発足当初から子どものこころの研究は全国的に注目され、平成23年4月に既に設けられていた大阪大学、浜松医科大学、金沢大学による子どものこころの発達研究センターに、千葉大学とともに連携融合事業として参画し、5大学による連携体制を確立しました。これを基盤として連合小児発達学研究科が開設され、子どものこころの専門家の育成を推進しています。

本センターは研究拠点であると同時に、その成果を臨床や社会に還元することを使命とし、脳の発達の分子・細胞レベルでの研究、ヒトの脳活動の可視化による機能的発達の研究、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症の早期診断・新規治療法開発研究などを推進してきました。さらに、これらの成果を地域の診療や支援に活かすため、附属病院に子どものこころ診療部を設置し、臨床研究と地域医療・教育との連携を深めています。

平成24年4月より「子どものこころの発達研究センター」として全学センター化が認められ、平成27年度には福井大学は子ども学分野における科研費採択件数で全国第一位となりました。その後も競争的資金を獲得し、研究・診療・教育・社会連携を発展させています。

令和元年度から令和6年度は、文部科学省共通政策課題事業「子どものこころの研究センターから展開する国際研究拠点の形成と社会実装」を推進しました。また、福井県寄附研究部門として、第一期（平成29年度～令和3年度）には「児童青年期こころの専門医育成部門」を設置し、専門医の養成に取り組みました。第二期（令和4年度～現在）には「地域こころの支援部門」に移行し、臨床・教育・福祉が連携して地域を支援するモデル構築と普及を進めています。当研究部門は、研究・教育・臨床を有機的に結び付ける重要な役割を担っています。

本センター設立以来の理念である「科学的視点に基づく子どものこころの健全な発達支援」を胸に、今後も国内外のネットワークを活用し、人材育成と研究成果の社会実装をさらに推進してまいります。

本報告書は、令和元年度から令和6年度までの6年間における本センターの自己点検・評価の結果をまとめたものです。これまでの歩みと成果、課題を率直に示し、忌憚のないご意見・ご批判を頂くことで、本センターの活動をさらに活性化し、社会に広く貢献していく一助としたいと考えております。

令和7年12月

令和元年度～令和6年度 子どものこころの発達研究センター

自己点検評価報告書

子どものこころの発達研究センター
自己点検評価委員会

このたび、令和元年度～令和6年度に係る子どものこころの発達研究センターの活動に対する自己点検評価を実施した。

【評価実施体制】

○自己点検評価委員会

- 委員長 松崎 秀夫（センター長・脳機能発達研究部門長）
- 委員 水野 賀史（副センター長・情動認知発達研究部門長）
- 委員 友田 明美（発達支援研究部門長）
- 委員 小坂 浩隆（副センター長・医学部）
- 委員 森本 武志（地域こころの支援部門長）

○評価参考資料

令和元年度-令和6年度 福井大学子どものこころの発達研究センター活動報告書

今回の評価は、「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項（令和3年1月27日学長裁定）」に沿って行った。評価は上記評価資料に基づくとともに、必要に応じて資料を添付した。

【目次】

I	子どものこころの発達研究センターの現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 子どものこころの発達研究センターの設置目的	4
	基準2 子どものこころの発達研究センターの組織（実施体制）	7
	基準3 活動状況と成果・効果	9
	基準4 学生・研究者等の受入れ，支援等	18
	基準5 施設・設備	20
	基準6 財務	21
	基準7 管理運営	23
	基準8 内部質保証	26
IV	【参考資料】	29
V	根拠資料	別冊

I 子どものこころの発達研究センターの現況及び特徴

1. 現況

- (1) 部局名 福井大学子どものこころの発達研究センター
- (2) 所在地 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3
- (3) 部局の構成（令和7年4月1日現在）

- センター長 松崎 秀夫
- 副センター長（研究担当） 水野 賀史
- 副センター長（社会連携担当） 小坂 浩隆

○脳機能発達研究部門

- 部門長／教授 松崎 秀夫
- 客員准教授 臼井 紀好
- 助 教 謝 敏珏
- 助 教 國石 洋

○情動認知発達研究部門

- 部門長／准教授 水野 賀史
- 教 授 小坂 浩隆（兼任）
- 教 授 清野 泰（兼任）
- 助 教 濱谷 沙世
- 特命助教 山下 雅俊
- 特命助教 寿 秋露

○発達支援研究部門

- 部門長／教 授 友田 明美
- 客員教授 平谷 美智夫（平谷こども発達クリニック）
- 客員教授 清水 聡（福井県立大学）
- 客員教授 重松 陽介（宇治徳洲会病院）
- 准 教 授 藤澤 隆史
- 特命助教 倉田 佐和
- 特命助教 Natasha Yuriko dos Santos Kawata
- 学術研究員 矢尾 明子
- 学術研究員 伊達岡 五月

○地域こころの支援部門（寄附研究部門）

部門長／准教授 森本 武志

客員教授 杉山 登志郎（元浜松医科大学）

特命准教授 鈴木 太

特命職員 藤枝 政矩

特命職員 中道 秀尚

特命職員 高木 大輔

2. 特徴

【事業概要・協力体制】

福井大学子どもこころの発達研究センター（以下「本センター」という。）は、脳発達研究、養育者支援、発達障がい児者の脳イメージング研究などに実績を有する福井大学が、その活動を基盤に発展させてきたものである。大阪大学と浜松医科大学は平成18年度に文部科学省特別教育研究経費連携融合事業の支援を受けて活動を開始し、平成20年度には金沢大学が加わり3大学体制となった。その後、研究領域の拡充と全国的な人材育成を目的に、福井大学と千葉大学が平成23年度に参画し、5大学によるAll Japanの基盤が確立した。さらに、平成26年度から平成30年度には弘前大学、鳥取大学が加わり、7大学を核とした全国的な研究・教育ネットワークを構築した。この体制のもと、本センターは分子病態研究から心理教育的介入法の開発、社会実装まで一貫しており、全国共同での共同研究と人材育成に取り組んでいる。

【事業の取組内容】

本センターは発足当初より平成27年度までは5部門体制で、脳発達や情動認知、養育者支援、地域ネットワーク形成、2歳児段階での早期介入（Age 2）など幅広い研究・支援を推進してきた。平成28年度からは重点分野を明確化するため3部門体制（脳機能発達研究部門、情動認知発達研究部門、発達支援研究部門）へ改組。さらに、平成29年度の福井県寄附研究部門設置以降は4部門体制となり、既存の3部門に加え、福井県寄附研究部門として第一期（平成29年度～令和3年度）「児童青年期こころの専門医育成部門」、第二期（令和4年度～現在）「地域こころの支援部門」を展開している。

各部門は、分子生物学や脳画像を駆使した研究・教育、学際的教育研究システムの構築、教育・出生コホートの運営、地域密着型の支援を推進しており、子ども虐待が脳に及ぼす影響やエピジェネティクス変化の解明、発達障がいの診断・治療法開発、オンライン研修や遠隔支援体制の整備など、時代の課題に対応した活動を展開している。また、本センターの構成員は平成24年度より開設された連合小児発達学研究科・大学院生の教育も担い、全国規模での人材育成に貢献している。

Ⅱ 目的

我が国では、こころの問題を抱える子どもが急速に増加しており、子どものこころが危機的状況にあることを深く認識し、全国的規模の組織によって解決策を検討し、実践していかなければならない。特に、従来の質的研究に加え、脳機能イメージングや分子生物学的解析などを活用した科学的・医学的アプローチの重要性は、本学において平成21年度から実施してきた概算要求特別経費「脳機能ネットワークの形成・発達の解明とその活用」により確認されており、その成果を継承・発展させることが求められている。

福井大学は、医学系研究科附属「子どもの発達研究センター」や「生命科学複合研究教育センター」を中心に、脳発達研究、養育者支援などで高い実績を積み重ねてきた。これらを基盤に、大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学との5大学連携体制に参画し、さらに平成26年度から平成30年度には弘前大学、鳥取大学が加わり、7大学を核とするAll Japanの教育研究体制を構築した。この体制のもと、子どものこころのひずみの分子病態研究から心理教育的介入法の開発、社会実装までを一貫して推進している。

また、平成29年度には福井県寄附研究部門として第一期「児童青年期こころの専門医育成部門」を設置し、専門医の養成を実施、令和4年度からは第二期「地域こころの支援部門」へと発展させ、地域に根ざした多職種連携支援モデルの構築と普及に取り組んでいる。

本事業の目的は、これらの活動を通じて我が国固有の科学的データを収集・蓄積し、データバンクとして国家的資産とするとともに、科学的根拠に基づく療育・教育方法を全国に普及するための基盤を整備し、子どものこころの健全な発達を支える持続的な教育研究体制を確立することである。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 子どものこころの発達研究センターの設置目的

(1) 基準ごとの分析

基準1-1：設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的に適合するものであること。

- ① 適合している。
- ② おおむね適合している。
- ③ 不十分である。

評価：適合している。

【基準に係る状況】

子どものこころの発達研究センターは、福井大学学則第8条第1項に基づき設置されている先進教育研究系施設であり、子どものこころの発達研究センター規程（以下「センター規程」という。）（福大規程第6号）第2条に【センターは、大阪大学の「子どものこころの分子統御機構研究センター」等と連携して、「子どものこころの発達」を科学的に解明するための新しい研究領域を創生し、「子どものこころのひずみ」を克服するための革新的教育研究事業を展開することを目的とする】と設置目的が定められている。

【分析結果とその根拠理由】

センター規程内に設置目的が明確に定められている。また、その内容も本学の目的及び使命【学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的でかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践すること】に適合するものである。

基準1-2：設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること。

- ① 公表されている。
- ② おおむね公表されている。
- ③ 不十分である。

評価：おおむね公表されている。

【基準に係る状況】

本センターでは活動報告書を毎年度発行しており、設置目的はこの報告書に掲載されている。設置目的は以下のホームページに公開され、地域社会に公表されている。

<https://rccmd.med.u-fukui.ac.jp/kodomo/>

また、講演会や新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの各種メディアや、学内広報や記者会見などを通じた情報発信により、本センターの設置目的は広く周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

ステークホルダーへの周知状況について、把握可能な定量的エビデンスとして、令和元年度から令和6年度までの実績を以下に示す。

活動報告書の配布数（延べ）：令和元年度～令和6年度の合計で 513 部

（URL：<https://rccmd.med.u-fukui.ac.jp/kodomo/results/>）

子どものこころの発達研究センター 活動報告書配布数

年度	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	合計
配布数	138	159	157	21	19	19	513

※令和4年度の活動報告書からデジタルパンフレットデータとしてHP上に公開しており、学内での紙媒体での配布はなし。

<掲載URL>

<https://rccmd.med.u-fukui.ac.jp/kodomo/results/>

本センター主催の講演会の参加者数（延べ）：令和元年度～令和6年度の合計で 1,705 名

子どものこころの発達研究センター講演会 参加者数一覧

年度	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	合計
参加者数	174	295	1,095	未開催	91	50	1,705

※令和3年度はオンライン（Web）開催

これらの講演会は、医療・教育・福祉・行政関係者、ならびに保護者や一般市民を主な対象として実施しており、本センターの研究成果や社会実装の取組を直接伝える重要な機会となっている。また、活動報告書については、紙媒体による配布に加え、近年はデジタル形式での公開に移行することで、より広範なステークホルダーがアクセス可能な形で情報提供を行っている。

基準1-3：設置目的、活動が、中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資するものであること。

- ① 目標等の達成に資する。
- ② おおむね目標等の達成に資する。
- ③ 不十分である。

評価：目標等の達成に資する。

【基準に係る状況】

本センターの活動は、本学の第4期中期目標に掲げられた「地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見を現実社会での実践につなげ、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す」という方針に合致している。令和元年度から6年度にかけて、5大学連携体制を軸とした共同研究や、福井県寄附研究部門を通じた地域支援モデルの構築を推進し、科学的知見を社会に還元する活動を積極的に展開してきた。

研究面では、中期計画において高エネルギー医学研究センターを中心に、画像医学研究の成果を多彩な医学分野に応用し、世界水準の研究を推進する方針が掲げられているが、本センターもこの方針に基づき、脳機能イメージング、分子生物学的解析、エピジェネティクス研究を活用し、発達障がいや虐待が脳に与える影響の解明を進めた。これらの研究成果は、英文国際誌に継続的に発表され、中期計画の評価指標である「病態画像研究に関する学術誌への英文論文掲載数」の増加に貢献している。

教育面では、連合小児発達学研究科を通じて博士（小児発達学）取得者を輩出し、寄附研究部門を活用した専門医育成・地域支援活動も展開している。さらに、自治体・医療機関・教育機関と連携した研修会やオンライン支援事業を通じ、基礎研究の知見を地域社会に実装し、社会課題解決に直結する取組を実現している。

【分析結果とその根拠理由】

本センターの設置目的は、第4期中期目標で示された「地域から地球規模に至る社会課題の解決とイノベーション創出」という大学の使命と高い整合性を有している。令和元年度から6年度にかけての活動は、(1) 国際的に評価される研究成果の創出、(2) 博士課程教育と人材育成を通じた持続的な基盤形成、(3) 地域・国際社会への即応性ある貢献の実践を通じ、本学の短期・中期目標の達成に顕著に寄与した。特に、病態画像研究の成果を子どものこころの研究に応用し、社会的課題解決につなげている点は、本学の中期計画に即した独自性の高い取組と評価できる。

(2) 基準1における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

設置目的の明確性と適合性：センター規程に基づき設置目的が明確に定められており、その内容は福井大学の理念「格致によりて人と社会の未来を拓く」に合致し、教育・研究・社会貢献・医療の各分野に直結している。

学内外への周知状況：活動報告書やセンターホームページにおいて設置目的が公開されているほか、講演会・記者会見・各種メディアでの発信を通じて、地域社会に広く周知されている。

中期目標・計画との整合性と実績：第4期中期目標で示された「社会課題解決とイノベーション創出」に合致し、脳機能イメージングや分子生物学的解析による先端的研究、博士課程教育を通じた人材育成、寄附研究部門による地域支援などを推進し、研究成果を国際誌に安定的に発表するとともに、基礎研究の知見を社会に還元する事業を展開し、大学全体の中期計画達成に大きく寄与している。

【改善を要する点】

設置目的については、活動報告書やホームページ、講演会、各種メディアを通じて公表・発信されているものの、「どの程度、どの層のステークホルダーに到達しているか」については、定量的に把握・整理する仕組みが十分とはいえない。今後は、講演会・研修後アンケートによる理解度評価などを通じて、設置目的の周知状況をより客観的に評価・可視化するとともに、その結果を情報発信の改善や重点化に反映させていくことが課題である。

基準2 子どものこころの発達研究センターの組織（実施体制）

(1) 基準ごとの分析

基準2-1：設置目的を達成する上で必要な組織構成・実施体制が適切に整備され、機能していること。

- ① 機能している
- ② おおむね機能している
- ③ 不十分である。

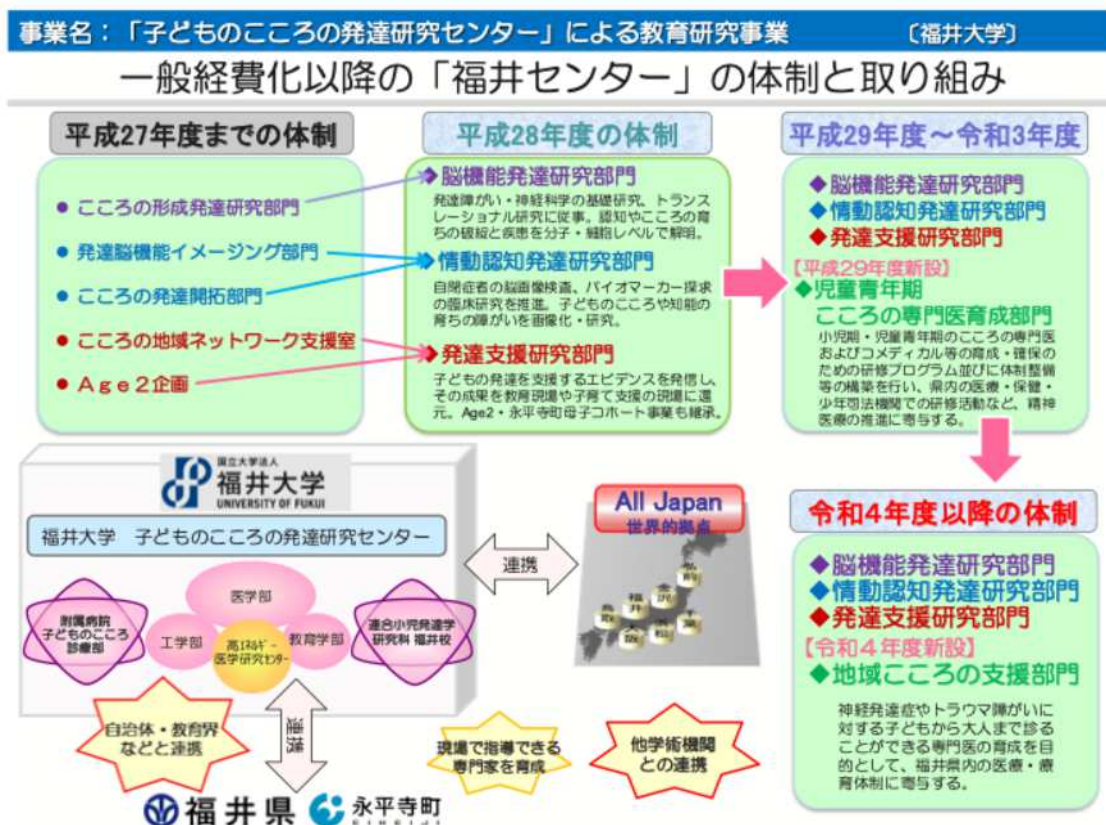
評価：機能している。

【基準に係る状況】

本センターは、設置当初の5部門体制（平成27年度まで）から、平成28年度の3部門体制（脳機能発達研究部門、情動認知発達研究部門、発達支援研究部門）への改組を経て、平成29年度には福井県寄附研究部門の設置により4部門体制へ移行。第一期（平成29～令和3年度）は「児童

青年期こころの専門医育成部門」, 第二期 (令和4年度~現在) は「地域こころの支援部門」として展開している。

各部門は, 基礎研究から臨床・社会実装までを分担しつつ連携しており, 研究成果を地域・国際社会へ効果的に還元する体制が機能している。また, 連合小児発達学研究所や7大学連携による共同研究体制を組織内に取り込み, 学際的な教育・研究を推進している。令和元年度以降も, 各部門の研究・教育・地域支援機能は中期計画に沿って発展し, 活動報告書でも継続的に成果が確認されている。



【分析結果とその根拠理由】

明確な役割分担を持つ4部門体制と, 大学院・全国共同研究ネットワークとの有機的な連携により, 設置目的を効果的に実現できる組織構成が整っている。組織改編も計画的に行われ, 社会的要請や研究環境の変化に柔軟に対応してきたことは高く評価できる。

基準2-2: 設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること。

- ① 適切に配置されている。
- ② おおむね適切に配置されている。
- ③ 不十分である。

評価: おおむね適切に配置されている。

【基準に係る状況】

令和6年度末の本センター構成員一覧は本報告書末尾の【参考資料】のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

脳科学，分子生物学，心理学，臨床医学，社会支援など多岐にわたる専門家がバランスよく配置されており，研究・教育・地域貢献の各領域で高い成果を生み出している。特に寄附研究部門を含む4部門体制での専任教員配置と大学院教育指導は，設置目的の実現に不可欠であり，人的資源の適切な確保と配置が行われていると評価できる。

(2) 基準2における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

設置目的に沿った4部門体制が確立され，役割分担が明確である。

多分野の専門家をバランスよく配置し，研究・教育・地域支援の各領域で高い機能を発揮している。

社会的要請や研究環境の変化に応じた柔軟な組織改編が行われてきた。

寄附研究部門を活用した専門医育成・地域支援部門の設置により，地域貢献と人材養成を一体的に推進している。

【改善を要する点】

センターの基本的な人的基盤は維持されてきたが，研究の高度化・大型化，社会実装や診療連携，人材育成活動の拡充に伴い，今後は研究支援人材や事務支援体制を含めた，より安定的で厚みのある人員体制の確保が重要な課題である。

基準3 活動状況と成果・効果

(1) 基準ごとの分析

基準3-1：設置目的に沿った活動が，充分に行われていること。

- ① 充分に行われている。
- ② おおむね充分に行われている。
- ③ 不十分である。

評価：充分に行われている。

【基準に係る状況】

これまでの活動状況は各年度の成果報告書に掲載されている。各部門による研究活動の概要を以下に示す。

脳機能発達研究部門

脳機能発達研究部門では、自閉スペクトラム症（ASD）を中心とした神経発達症の病態解明と治療応用に関する基礎・臨床研究を展開してきた。

基礎神経科学の領域では、ASD マウスモデル研究を進め、マウスの *Zbtb16* 遺伝子欠失が、社会的障害、反復行動、危険を冒す行動、および認知障害につながることを示した (Usui et al., *Transl Psychiatry*, 2021)。ついで、セロトニントランスポーター結合タンパク質である N-エチルマレイミド感受性因子 (NSF) を欠損したマウスが ASD 様の表現型を示すことから NSF 遺伝子が ASD 病態生理学に関わる可能性を示唆した (Xie et al., *Front Genet*, 2021)。

イタリア・Padova 大学との国際共同研究では、常染色体優性視神経萎縮症 (ADOA) の病態にオートファジーが関与していることを明らかにした (Zaninello et al., *Nat Commun*, 2020)。さらにオーストリア・Graz 大学、イタリア・Padova 大学との国際共同研究により、オートファジーを促進する天然のポリアミンである食物スペルミジンにマウスの認知能力を高める効果があることを明らかにした (Schroeder et al., *Cell Rep*, 2021)。

血中代謝に着目した臨床研究では、ASD 児に特有の極低比重リポタンパク質 (VLDL) 特異的低脂血症と、VLDL 脂質分解による血中脂肪酸増大を発見した (Usui et al., *EBioMedicine*, 2020)。このとき、*Lipoprotein Lipase* の活性も ASD 児童で亢進している事実も見出した (Hirai et al., *Res Autism Spectr Disord*, 2020)。この活性亢進には酸化ストレスの関与が疑われることから、ASD 児童の血清中フリーラジカル消去活性測定を行い、特定のパターンが 6 歳未満の ASD 児童の早期診断に役立つ可能性を見出した (Hirayama et al., *Sci Rep*, 2020)。また、脂肪酸結合タンパク質 (FABP4) に着目し、FABP4 機能低下が ASD の病態形成に関与する可能性を示した (Maekawa et al., *Brain Commun*, 2020)。浜松母子出生コホートを利用した研究では、出生時に得られる臍帯血中の EpFA 代謝産物に焦点を当てた研究を進め、在胎不当過小児ではリノール酸 (LA) 由来のジヒドロキシオクタデセン酸 (diHOME) 臍帯血中濃度が有意に高いことを見出し、臍帯血中の LA と diHOME 濃度が胎児の成長に関与する可能性を示した (Umeda et al., *Front. Endocrinol*, 2022)。さらに ASD 特性が高い小児を対象に、出生後の ASD 特性と相関する臍帯血中 PUFA 代謝物を検証して、ADOS 比較得点と有意な正の相関を認めるアラキドン酸由来ジヒドロキシ脂肪酸 diHETrE を特定した (Hirai et al., *Psychiatry Clin. Neurosci*, 2024)。さらに ASD 者の死後脳サンプル研究では *SUV39H1* および *SUV39H2* の発現低下を見出し、ASD 病因における H3K9me3 欠乏の役割を確認した (Balan et al., *Mol Psychiatry*, 2021)。また ASD 児童の死後脳縫線核に特異的な遺伝子メチル化探索を行い、新たな ASD 関連遺伝子を発見した (Iwata et al., *Psychiatry Clin. Neurosci*, 2025)。

情動認知発達研究部門

情動認知発達研究部門では、MRI・視線解析を駆使して発達障がい神経基盤の解明とバイオマーカー開発を推進してきた。ASD者と統合失調症患者の眼球運動比較により、ASDに固有の眼球運動特性を報告し (Shiino, *Psychiatry Clin Neurosci*, 2020), 鑑別診断の可能性を示した。発達障がい児を対象にした視線解析研究では、社会的注視行動の異常が報告され (Fujioka, *Mol Autism*, 2020), ASDの客観的指標構築に資する成果が得られた。

Stanford大学との共同研究により、ADHD児に対するメチルフェニデート投与が脳ネットワーク異常を正常化することをfMRIで実証した (Mizuno, *Neuroimage*, 2022)。また、大阪大学・千葉大学との共同による「子ども発達脳プロジェクト」が始動し、MRI・遺伝子・認知データの大規模集積が進んでいる。ABCD Studyを活用した研究では、COVID-19パンデミックが子どものメンタルヘルスに与える影響 (Hamatani, *Sci Rep*, 2022), 母親の大麻使用が児の脳発達に及ぼす影響 (Hiraoka, *Dev Cogn Neurosci*, 2023) が報告された。さらに、ADHD児を対象としたオンライン認知行動療法プログラムの開発に向けた要素分析が実施され (Hamatani, *BMJ Ment Health*, 2024), エビデンスに基づく支援プログラム開発が進行中である。これらの成果は *Transl Psychiatry*, *Neuropsychopharmacology*, *BMJ Open* 等に公表され、国際的な発信に寄与している。

発達支援研究部門

発達支援研究部門は、子ども虐待やトラウマが子どもの脳発達に与える影響の解明と支援方法の開発に注力している。被虐待児ではオキシトシン受容体遺伝子のDNAメチル化修飾が認められ、左眼窩前頭皮質の容積低下およびアタッチメント(愛着)不安と関連することが明らかになった (Fujisawa et al., *Neuropsychopharmacology*, 2019)。反応性愛着障害(RAD)を呈する児童では、前視床放線(anterior thalamic radiation, ATR)において軸索拡散(axial diffusivity)およびfractional anisotropy (FA)が増加し、さらに視床や被殻の灰白質容積も増加していた。これらの構造変化は、RADに伴う神経発達異常の一端を示すものとされる (Jung et al., *Cerebral Cortex*, 2020)。また、社会的養護下の児童を対象とした調査では、実親との安定した面会がメンタルヘルスの維持に寄与することが示された (Yazawa, *BMC Psychiatry*, 2019)。さらに、虐待予防「マルトリ予防[®]」や共同養育支援「とも育て[®]」の科学的検証と社会実装にも取り組み、家庭内での体罰禁止を含む法改正や政策形成に寄与してきた。

最近の知見として、ネグレクトを受けた子どもの白質微細構造異常が報告され (Kawata et al., *Neuroimage*, 2024; *Sci Rep*, 2025), 認知・行動発達への影響が実証された。また、虐待母親の白質構造異常が拡散テンソルイメージングで確認され (Kurata, *Sci Rep*, 2024), 虐待行動の神経基盤理解に資する成果が得られている。さらに、幼少期マルトリートメントの影響を整理したレビュー論文が発表され (Tomoda, *Eur Arch Psychiatry Clin Neurosci*, 2024), 神経生物学的知見の総括と今後の支援法開発への指針を提示した。これらの研究成果は、診断・介入・予防の新しい可能性を開くものであり、国際的にも高く評価されている。

寄附研究部門（児童青年期こころの専門医育成部門・地域こころの支援部門）

寄附研究部門では、福井県の支援を受け、児童思春期精神科専門医の育成と地域精神医療モデルの構築が進められてきた。令和元年に開始された専門医育成プログラムでは、これまでに複数のレジデントが研修を修了し、外来診療・症例検討・関連機関での実地研修を通じて、児童青年期精神科医としての臨床能力を修得している。COVID-19 流行下ではオンライン形式のセミナーや研修 DVD を導入し、研修を継続した。また、K-SADS-PL-5 の信頼性・妥当性検証や、摂食障害に対する家族療法、強迫症のオンライン認知行動療法、COVID-19 禍の強迫観念と不安に関する調査など、臨床研究も展開された。

令和4年度より、地域こころの支援部門では、医師の地域派遣、保護者学習会の開催、児童相談所・療育センター・特別支援学校等への専門家派遣を通じて、地域における包括的支援ネットワークが整備された。さらに、被虐待児と保護者を対象とした親子並行療法や、発達障がい児支援プログラムの開発、TS プロトコルを用いた短時間外来でのトラウマ治療など、新しい臨床モデルの実装が進んでいる。工学部との共同によりトラウマ治療支援のためのウェアラブル機器開発も進行中であり、実用化が期待される。

このように、寄附研究部門は専門医育成と地域支援を有機的に結びつけ、福井県における子どもこころのケア体制強化に大きく貢献している。

また、本センターの社会（医療）貢献においては、附属病院「子どものこころ診療部」が重要な役割を担っている。同診療部は、本センターの研究活動と密接に連携しながら、地域における子どもこころの医療を担う中核的な診療部門として機能してきた。

評価対象期間を通じて、年間おおむね 7,000 名前後の外来診療を継続的に提供しており、発達障害、情緒・行動上の問題、トラウマ関連症状など、子どもこころに関する多様な課題に対して専門的診療を行ってきた。

また、子どものこころ診療部は、単なる診療提供にとどまらず、本センターにおける研究課題の着想や臨床データの蓄積、研究成果の臨床現場への還元、若手医師や多職種専門職の育成においても重要な役割を果たしており、研究・教育・診療が循環する体制の中核となっている。

【分析結果とその根拠理由】

英文論文は毎年度 30 本以上を安定的に発表し、IF の高い国際誌へ多数掲載されている。外部資金については、科研費、厚生労働科研費、AMED、JST RISTEX 等から毎年数千万円規模を獲得した。また、年間 50 件以上の地域貢献事業（研修会、講演会、学校支援）を継続実施し、延べ数千人が参加した。さらに、臨床研究法に基づく特定臨床研究や多施設共同研究を複数推進した。

根拠として、以下に論文数（英文論文数）と社会貢献事業件数の年次推移を示す。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
論文数（英文）	33	62	64	39	35	34
社会貢献事業件数	51	59	73	34	71	65

なお、附属病院子どものこころ診療部では、年間おおむね7,000名前後の外来診療を継続的に提供しており、発達障害、情緒・行動上の問題、トラウマ関連症状など、子どものこころに関する多様な課題に対して専門的診療を行ってきた。

子どものこころ診療部 外来延患者数

年度	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	合計
延患者数	7,033	7,376	8,354	6,979	7,302	7,491	44,535

※入院中他科は含まない

基準3-2：設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること。

- ① 成果・効果があがっている。
- ② おおむね成果・効果があがっている。
- ③ 不十分である。

評価：成果・効果があがっている

【基準に係る状況】

本センターの活動は、国際的に高い評価を受ける学術成果や、社会実装に直結する臨床的・教育的成果として具体的に結実している。脳機能発達研究部門では、ASDに特異的な代謝・分子指標が複数報告され（Hirai, Psychiatry Clin Neurosci, 2024; Umeda, Front Endocrinol, 2022）、FABP4欠損マウス研究を通じて新たなバイオマーカー候補が提示された。さらに、5-ALAによるASD臨床試験（jRCTs051190017）が進行し、基礎知見から臨床応用への橋渡しが実現している。情動認知発達研究部門では、ADHD児におけるメチルフェニデートの脳ネットワーク異常正常化効果をfMRIで示した（Mizuno, Neuroimage, 2022）ほか、ASD児の視線特徴（Fujioka, Mol Autism, 2020）やトラウマ影響研究（Hiraoka, Dev Cogn Neurosci, 2023）が国際誌に発表された。発達支援研究部門では、被虐待経験と脳構造・遺伝子修飾との関連が明らかにされ（Nishitani, Psychiatry Clin Neurosci, 2020; Kawata, Sci Rep, 2025）、虐待母親の神経基盤研究（Kurata, Sci Rep, 2024）や総説論文（Tomoda, Eur Arch Psychiatry Clin Neurosci, 2024）が国内外で

評価された。さらに、寄附研究部門では専門医育成プログラムを通じて複数の児童精神科医が養成され、地域こころの支援部門における臨床モデル・トラウマ治療プログラム開発に発展している。

【分析結果とその根拠理由】

各部門で得られた成果は、設置目的である、「子どものこころの発達」を科学的に解明するための新しい研究領域を創生し、「子どものこころのひずみ」を克服するための革新的教育研究事業を展開することに直結している。毎年 30 本以上の英文論文が安定的に発表され、Neuroimage, Molecular Autism, Eur Arch Psychiatry Clin Neurosci などインパクトの高い国際誌に掲載されていることは、研究水準の高さを示すものである。また、ASD 臨床試験やオンライン CBT プログラムなど臨床応用への展開、虐待・トラウマ研究成果の社会啓発や政策提言への貢献、専門医育成による地域人材確保は、設置目的の達成に具体的な効果をもたらしている。さらに、科研費・AMED・JST などからの外部資金を毎年数千万円規模で獲得している点も、研究活動の持続性と拠点形成の実効性を裏付けている。

基準 3-3：本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること。

- ① 成果・効果があがっている。
- ② おおむね成果・効果があがっている。
- ③ 不十分である。

評価：成果・効果があがっている

【基準に係る状況】

本センターの活動は、基準 3-1 および 3-2 で示したように、神経発達症の病態解明、虐待・トラウマの影響に関する研究、臨床応用研究、地域支援モデルの開発など幅広く展開されている。これらは福井大学の理念「格致によりて人と社会の未来を拓く」に直結しており、地域医療・教育の水準向上、国際的な研究成果の発信、人材育成を通して、本学の目的を具体的に体现している。

特に、子どもの健全な発達を脅かす神経発達症（ADHD、自閉スペクトラム症）やマルトリートメント（子ども虐待）といった現代社会の重要課題に対し、分子生物学、脳科学、心理学等の先端的知見を統合し、科学的根拠（エビデンス）に基づく新たな診断・支援・予防モデルを構築し、社会実装を進めてきた点は、本センターの活動がもたらした顕著な社会的インパクトである。

【分析結果とその根拠理由】

基準 3-1・3-2 で示した研究成果は、国際誌への継続的発表にとどまらず、社会的課題の解決

に直結する具体的な成果・効果を生み出している。

第一に、神経発達症の診断・支援に関する科学的基盤の確立である。ADHD および自閉スペクトラム症（ASD）に対し、臍帯血中脂肪酸代謝物などの客観的バイオマーカーや MRI 脳画像に基づく早期判定・診断補助技術を開発した。特に、ASD に関する臍帯血バイオマーカーは出生直後の超早期発見につながる可能性を有し、特許出願に至っている。また、機械学習を用いて ADHD を認知機能特性に基づいて分類し、それぞれの脳構造特性を明らかにしたことは、画一的になりがちであった支援の個別化を科学的に支える基盤を構築した点で意義が大きい。

第二に、マルトリートメント（子ども虐待を含む不適切な養育）に対する予防・介入モデルの構築と社会実装である。虐待が子どもの脳機能や遺伝子発現に及ぼす影響を分子レベルおよび脳画像レベルで解明し、その科学的知見に基づいて、行政・医療・教育・地域支援を横断する新たな予防プログラムを開発した。国の施策とも連動し、「マルトリ予防士®」を全国で約 410 名養成するとともに、約 1 万 2 千人の里親・養育家庭へ知見を普及させている。さらに、育児ストレスを可視化するアプリを開発し、敦賀市において実証実験を行うなど、予防的介入を地域社会に実装している。

第三に、科学的知見の社会への広範な普及と啓発である。発達障害や虐待が、親の育て方や本人の努力不足といった誤解や偏見にさらされやすい状況に対し、脳の機能や構造といった生物学的基盤を科学的に示すことで、「個人の責任」から「社会全体で支えるべき特性・課題」へと認識の転換を促してきた。書籍『子どもの脳を傷つける親たち』（累計 13 万部）をはじめ、NHK 教育番組やオンラインメディア等を通じた情報発信により、専門家のみならず一般市民にも広く知見が共有され、スティグマの軽減と支援的な社会文化の醸成に寄与している。

以上のことから、本センターの活動は、独創的かつ地域の特色を踏まえた研究の推進、国際的な研究成果の発信、人材育成および社会実装を通じて、本学の目的等の達成に実質的かつ多面的に貢献しており、「成果・効果があがっている」と評価できる。

基準 3 - 4：本学の中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標の達成に資する成果・効果があがっていること。

- ① 成果・効果があがっている。
- ② おおむね成果・効果があがっている。
- ③ 不十分である。

評価：おおむね成果・効果があがっている

【基準に係る状況】

本センターの活動は、本学第 4 期中期目標に掲げられた「地域から地球規模に至る社会課題の解決とイノベーション創出」を体現している。中期計画に示される「高エネルギー医学研究センターを基盤とした脳科学・分子イメージングの成果を多彩な医学研究分野へ展開し、世界水準の

研究を推進する」という方針に沿い、本センターも脳機能イメージング、分子生物学的解析、エピジェネティクス研究を通じて発達障がいや虐待の解明を進めてきた。これらの成果は国際誌に継続的に発表され、中期計画の評価指標である「病態画像研究に関する英文論文掲載数の増加」に確実に寄与している。さらに、寄附研究部門を基盤とした地域支援事業や大学院教育を通じた専門人材育成は、「地域医療の充実と人材育成」という中期目標に直結する取組として推進されている。

本学の中期目標・中期計画に掲げられている「論文数の増加」への貢献について、本センターの英文論文数を第3期と第4期で比較すると、以下のとおりである。

子どものこころの発達研究センター 英文論文数

年度	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	合計
論文数	40	49	42	33	62	64	39	35	34	398
	(16)	(21)	(12)	(10)	(29)	(26)	(22)	(20)	(18)	(174)
	★6	★8	★5	★6	★13	★12	★18	★12	★10	★90

※ () は専任教員のみが関わったもの（兼任教員のみのは数に入れず）

★ は専任教員が第一または最終または責任著者のもの→子どもセンターが中心となった論文数

※第三期（平成28年度～令和3年度） 平均48.3本（平均19本）★平均8.3本

第四期（令和4年度～令和6年度） 平均36本（平均20本）★平均13.3本

第3期（平成28年度～令和3年度）

英文論文数：平均 48.3 本／年

第4期（令和4年度～令和6年度）

英文論文数：平均 36 本／年

このように、総論文数のみを指標とした場合、第4期は第3期と比較して増加しているとは言えず、むしろ減少している。

一方で、論文創出の内訳を精査すると、以下の特徴がみられる。

専任教員が関与した英文論文数

第3期：平均 19 本／年

第4期：平均 20 本／年

専任教員が第一著者・最終著者・責任著者を務めた、いわゆるセンター主導論文数

第3期：平均 8.3 本／年

第4期：平均 13.3 本／年

【分析結果とその根拠理由】

上記の実績から、本センターにおける論文創出は、単純な件数の増加という観点では中期目標を十分に達成しているとは言えないものの、センターが主体的に関与・主導する研究成果の比重が高まっていることが確認できる。

特に、専任教員が第一著者・最終著者・責任著者を務めた論文数が第3期から第4期にかけて明確に増加していることは、本センターが研究の中核的拠点として機能し、研究の質的側面および主導性が強化されていることを示す重要な指標である。

この点を踏まえると、「論文数の増加」という中期目標に対して、本センターは単純な量的拡大ではなく、質的・中核的な貢献を行っていると位置づけることができる。さらに、研究成果は学術的貢献にとどまらず、社会との共創にも結びついている。福井県をはじめとする自治体、教育・医療機関と連携し、年間50件以上の研修会や支援事業を実施し、延べ数千人が参加するなど、地域課題の解決に直結する成果を挙げている。人材育成においては博士（小児発達学）取得者を累計12名輩出し、寄附研究部門を通じた専門医育成により地域の児童精神科医療体制を強化した。さらに、国際共同研究や海外学会での招待講演・発表を通じて、福井大学の国際的プレゼンス向上にも貢献している。

これらの実績は、第4期中期目標・中期計画に掲げられた本学の使命を具体的に体現するものであり、本センターの活動が短期・中期目標の達成に実質的かつ大きく寄与していることを裏付けている。

基準3-5：活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。

- ① 公表されている。
- ② おおむね公表されている。
- ③ 不十分である。

評価：公表されている。

【基準に係る状況】

活動成果は、毎年刊行する活動報告書、センターホームページ、プレスリリース、学内広報等を通じて学内外に広く公表されており、前述のように、全国紙・地方紙・テレビ報道で多数取り上げられている。

【分析結果とその根拠理由】

定期的な成果公表と多様なメディア発信により、学内外での認知度と理解が高まり、社会的信頼を確立している。次に本センターが報じられた件数を示す。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講演会	1	1	1	0	1	1
新聞記事・広告	37	28	22	3	2	12
雑誌	1	3	4	0	0	0
テレビ	1	6	6	5	5	3
ラジオ	1	0	2	1	1	1
学内広報	1	1	2	—	—	—
インターネット	15	14	7	—	—	8
記者会見・記者発表	1	3	3	0	0	6

(2) 基準3における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

福井大学の理念・目的を具体的に体現する研究・教育・地域貢献活動を展開し、高水準の研究成果と外部資金獲得を安定的に維持するとともに、国内外への成果発信と社会実装を両立した。

【改善を要する点】

論文創出に関する他大学の関連センターとの体系的なベンチマーキング（論文数・被引用数等の定量比較）は、現時点では実施していないが、今後は、論文数や被引用数等の指標についても、比較可能な範囲で他大学との比較を検討し、自らの位置づけや強みをより客観的に把握する取組を進めていくことが課題である。

また、研究成果や研修が、支援者や保護者の行動変容、支援の質の向上、あるいは制度・政策の変更にどの程度結びついたか、社会貢献事業が中長期的にどのような効果をもたらしたか、といった因果的な社会的インパクトについては、現時点では体系的に数値化・評価する仕組みを十分に構築できていない。この点については、今後、研修・講演後のフォローアップ調査支援プログラムの効果指標(KPI)の設定や自治体・医療機関等との連携による中長期的評価などを通じて、社会に与えたインパクトをより客観的に示す仕組みを整備することが課題であると認識している。

基準4 学生・研究者等の受入れ、支援等

(1) 基準ごとの分析

基準4-1：設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受け入れていること。

- ① 適切に受け入れている。
- ② おおむね適切に受け入れている。

③ 不十分である。

評価：適切に受け入れている。

【基準に係る状況】

本センターと連携している連合小児発達学研究所福井校では、博士（小児発達学）課程の大学院生、ポスドクター、学外共同研究員を計画的に受け入れている。令和元年度から令和6年度にかけては、国内外から多数の大学院生が在籍し、各研究部門において専門性の高い研究活動に従事した。短期・長期の共同研究者や客員研究員の受入れも継続的に行い、国際共同研究や多施設研究の中核拠点として機能している。令和6年度からは新たに修士課程が設置され、博士課程に加えてより早期段階から研究人材を受け入れる体制が整備された。これにより、研究への参入機会が拡大するとともに、若手研究者や次世代の研究人材が継続的に参画しつつある。

【分析結果とその根拠理由】

大学院生・研究者の受入れは、設置目的である「子どものこころの発達」を科学的に解明するための新しい研究領域を創出し、「子どものこころのひずみ」を克服するための革新的教育研究事業を推進するための人的基盤を強化するものである。研究テーマは脳機能イメージング、分子生物学、疫学、発達支援介入など多岐にわたり、大学院教育と研究活動が密接に結びついている点に特色がある。これにより、基礎から臨床・社会実装に至る幅広い分野で教育研究の相乗効果が発揮されている。

基準4-2：設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること。

- ① 成果・効果があがっている。
- ② おおむね成果・効果があがっている。
- ③ 不十分である。

評価：成果・効果があがっている

【基準に係る状況】

令和元年度から令和6年度にかけて、博士（小児発達学）の学位取得者は計12名であり、全員が本センターでの研究活動に基づく論文を提出して学位を取得した。修士課程は新設間もないため修了者はまだいないが、2名の学生が在籍し研究活動を開始している。大学院生や若手研究者は、国内学会・国際学会で活発に研究発表を行い、学生や若手研究者が筆頭著者として発表した国際誌論文も年間数件にのぼり、継続的な成果創出につながっている。

【分析結果とその根拠理由】

本センターは、研究計画立案からデータ解析，論文執筆，学会発表に至るまで一貫した指導体制を整えており，科研費や財団助成金等の外部資金獲得支援も積極的に行っている。これにより，博士課程修了者は学術研究者や専門職として国内外で活躍しており，人材育成の成果が顕著である。

(2) 基準4における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

博士（小児発達学）課程における学位取得者が安定的に輩出されている。

国際誌への筆頭著者論文発表や国際学会発表など，大学院生の学術的成果が高い水準にある。

外部資金獲得支援や研究者ネットワーク構築を通じて，若手研究者のキャリア形成を強力に支援している。

基準5 施設・設備

(1) 基準ごとの分析

基準5-1：活動する上で必要な施設・設備が適切に整備されていること。

- ① 適切に整備されている
- ② おおむね適切に整備されている
- ③ 不十分である

評価：適切に整備されている

【基準に係る状況】

本センターは本学松岡キャンパス内に専用の研究スペースを有し，脳機能イメージング装置（3テスラMRI），分子生物学実験設備，心理行動計測機器，視線計測装置（Gazefinder®），遠隔会議・研修用のAV機器など，研究・教育・社会連携活動に必要な施設・設備が整備されている。また，脳構造・機能解析やエピジェネティクス研究の進展，遠隔支援やオンライン研修の拡充といった研究・教育ニーズに応じ，計画的に設備更新や環境整備が行われてきた。

【分析結果とその根拠理由】

継続的な設備整備と更新により，研究精度の向上と教育・社会貢献活動の効率化が図られている。国内外の共同研究や地域支援活動にも十分対応可能な水準を維持しており，施設・設備の整備状況は適切と評価できる。

基準5-2：活動する上で必要な施設・設備が有効に活用されていること。

- ① 有効に活用されている
- ② おおむね有効に活用されている
- ③ 不十分である

評価：有効に活用されている

【基準に係る状況】

3テスラMRIは多数の脳画像計測研究で活用され、5大学連携共同研究やAMEDプロジェクトの中核設備としても稼働している。分子生物学実験設備はエピジェネティクス解析やバイオマーカー探索に継続的に利用されている。また、遠隔会議・研修設備はオンライン研修や遠隔相談の実施に用いられ、地域間格差の是正にも寄与している。視線計測装置はASD早期診断支援研究や介入効果測定などに活用されている。

【分析結果とその根拠理由】

導入された設備はいずれも有効活用されており、学内外の共同研究・教育・地域支援活動に直接的な成果をもたらしている。これにより設置目的の達成に資する活動が促進されている。

(2) 基準5における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

研究・教育・社会連携に必要な基盤的設備が計画的に整備されている。

設備が高稼働率で活用され、複数部門にわたる研究や教育活動に効果を発揮している。

遠隔支援のための環境が整備され、地域的制約を超えた活動展開が可能となっている。

基準6 財務

(1) 基準ごとの分析

基準6-1：目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

- ① 有している
- ② おおむね有している。
- ③ 不十分である。

評価：有している。

【基準に係る状況】

本センターは、平成27年度からは一般経費化され各活動を実施してきた。さらに、ミッション実現戦略をはじめとした学内配分経費に加え、科研費（基盤研究A・B、挑戦的研究等）、AMED事業費、各種財団助成金、さらに福井県からの寄附研究部門運営費など、幅広い外部資金を安定的に獲得している。これにより、研究・教育・地域支援など多岐にわたる活動を継続的に展開するための基盤が整備されている。寄附研究部門（第一期「児童青年期ころの専門医育成部門」、第二期「地域ころの支援部門」）により、専門医育成事業や地域支援事業に必要な財源も確保されている。

【分析結果とその根拠理由】

科研費やAMEDなどの競争的研究資金をはじめ、複数の財源を組み合わせることで活動を支えており、財源の多様化により単一資金への依存リスクが低減されている。これにより、研究・教育・社会貢献の各事業を安定的に遂行できる財務基盤を有していると評価できる。

基準6-2： 設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること。

- ① 履行されている。
- ② おおむね履行されている。
- ③ 不十分である。

評価：履行されている。

【基準に係る状況】

本センターでは、設置目的の達成に必要な研究・教育・社会連携活動を支える財務基盤として、毎年度の予算計画を策定し、本センターの運営委員会において審議・承認を受けている。毎年度の初頭に当該年度の運営体制（人員配置）、予算計画及び活動計画等が審議され、予算執行に際しては、前年度の決算報告も合わせて審議されることで、収支状況の透明化が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

過去における運営委員会の開催状況は、令和元年度7回、令和2年度4回、令和3年度7回、令和4年度4回、令和5年度4回、令和6年度5回開催されており、適切な予算配分を審議し、有効に執行されていることを確認している。

(2) 基準6における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

毎年の予算計画は運営委員会で審議のうえで執行され、執行状況の確認も行われている。

基準7 管理運営

(1) 基準ごとの分析

基準7-1：管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること。

- ① 整備されている
- ② おおむね整備されている。
- ③ 不十分である。

評価：整備されている。

【基準に係る状況】

本センターの管理運営に関する基本方針は、センター規程に明確に規定されている。同規程には、センターの目的、組織構成、構成員の責務と権限、運営体制に関する基本事項が定められている。さらに、研究活動の適正な推進を確保するため、「福井大学子どもまのころの発達研究センター研究部門要項」（センター長裁定）（以下「部門要項」という。）をはじめとする細則が整備されており、部門運営や研究活動の実施手続き、会議体の役割などが明文化されている。これにより、管理運営に関する方針と具体的な運用規定が両面から整備され、本センター運営における透明性と一貫性が担保されている。

【分析結果とその根拠理由】

本センターの管理運営に関する方針はセンター規程に明確に定められており、各構成員の責務と権限もこれに記されている。また、研究部門に関して必要な運用上の細則については、部門等要項にまとめられている（巻末の参考資料を参照）。

基準7-2：設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

- ① 機能している。
- ② おおむね機能している。
- ③ 不十分である。

評価：おおむね機能している。

【基準に係る状況】

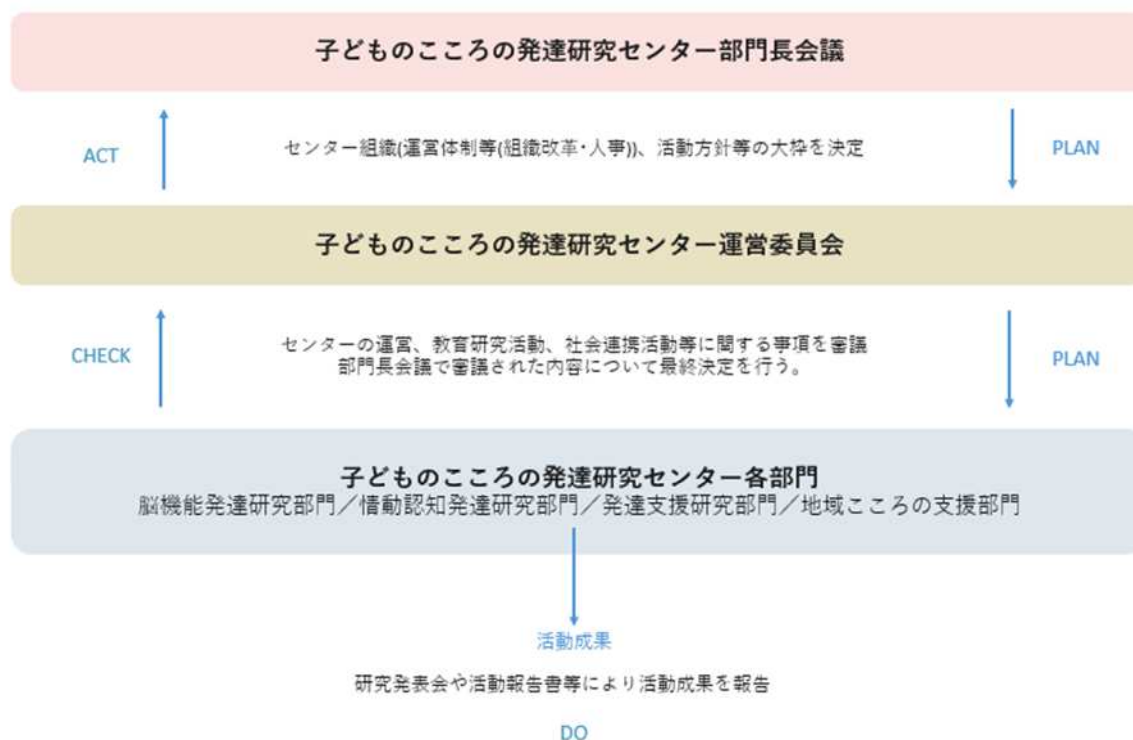
本センターの管理・運営についてはセンター規程第3条により、センター長、副センター長2名（研究担当，社会連携担当各1名），専任教員，兼任教員，そのほか必要な職員が配置され，第6条による部門長，第7条による運営委員会が設置されている。「子どものこころの発達研究センター部門長会議」（委員長：センター長，委員：副センター長，部門長等により構成）とその下部に置かれる，「子どものこころの発達研究センター運営委員会」（委員長：センター長，委員：副センター長，本センターの各部門長，その他センター長が必要と認めた者により構成）がセンターの運営にあたる。事務支援体制としては，研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課が主たる支援にあたり，松岡キャンパス学務課，病院部経営企画課の協力のもと活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本センターは「子どものこころの発達研究センター部門長会議」でセンター組織・活動方針の大枠等を決定し，提案された議事に基づいて「子どものこころの発達研究センター運営委員会」にて本センターの運営及び教育研究活動，社会連携活動等に関する事項を審議し，実質的な運営を担っている（下図参照）。運営委員会は，令和元年度7回，令和2年度4回，令和3年度7回，令和4年度4回，令和5年度4回，令和6年度5回開催され，本センターの予算とその執行状況，本センター内の人事，研究・社会貢献など本センターの事業内容について協議がなされている（参考資料を巻末に添付）。

本センターは設立以来順調に運営されており（基準3活動状況参照），研究，教育及び社会貢献の様々な活動を展開している。特に運営委員会では上記の活動内容について時宜に応じて綿密に協議が行われ，研究費の配分をはじめとする研究支援・特定研究の推進，異なる領域間での共同研究の推進，研究成果を教育に還元するための連合小児発達学研究科・福井校との連携，研究成果を臨床に還元するための子どものこころ診療部との連携，福井県および福井県下の市町村との連携強化による社会貢献活動の充実が図られてきた。

福井大学子どものこころの発達研究センター運営体制



(2) 基準7における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

明文化された運営規程と計画的な会議体運営により、透明性と一貫性のある管理体制が確保されている。

【改善を要する点】

本センターの管理運営体制において、「部門長会議」は、運営委員会の上部機関として位置づけられ、センターの組織および活動方針の大枠を審議・決定する機関として、「福井大学子どものこころの発達研究センター研究部門要項」に規定されている。

一方で、評価対象期間（令和元年度～令和6年度）において、部門長会議の開催実績はなく、審議事項も実質的に存在していない。そのため、同会議は規程上は位置づけられているものの、現在、実質的には形骸化している状態にある。

実際の本センターの運営においては、

- ・センター全体の方針決定
- ・研究・教育・社会実装・診療連携に関する重要事項の審議

については、運営委員会が中心となって担っており、部門長会議に想定されていた役割を実質的に代替しているのが現状である。

このような状況を踏まえると、部門長会議をセンターの最高審議機関として位置づけ、規程に則って実際に運用する必要があるのか、あるいは、現行の運営委員会を実質的な最高審議機関と位置づけ、部門長会議に関する規程を見直すことが適切かについて、改めて検討が必要であると認識している。

今後は、センターの実態に即した管理運営体制となるよう、部門長会議の必要性および役割の再検討、必要と判断された場合には、規程に基づく適切な運用の開始、必要性が低い場合には、関連規程の見直し・整理を行い、組織運営と規程との整合性を確保することを課題として取り組んでいく。

基準 8 内部質保証

(1) 基準ごとの分析

基準 8-1：活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制（内部質保証体制）が整備されていること。

- ① 整備されている
- ② おおむね整備されている。
- ③ 不十分である。

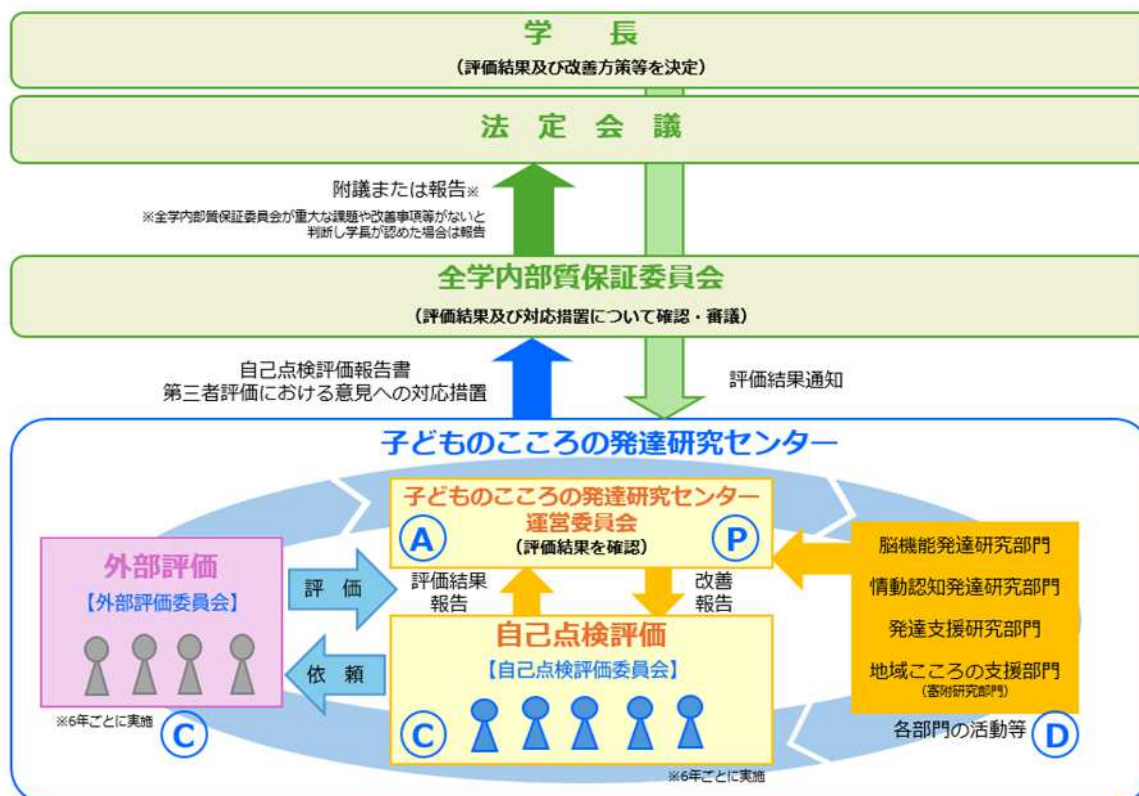
評価：おおむね整備されている。

【基準に係る状況】

本センターでは、年度ごとに活動報告書を作成し、研究成果、教育活動、地域貢献活動、財務状況などを総括している。この報告書は学内関係部局や寄附研究部門の寄附者に送付しており、内容が確認されている。なお、「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項」に基づき、自己点検・評価及び外部評価を行い、本センター運営委員会および全学内部質保証委員会において、本センターの活動状況等を評価する体制が整っている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価のための定期的な情報整理と評価体制が確立しており、その結果は翌年度の事業計画に反映されている。以下に内部質保証体制図を示す。



基準 8 - 2 : 内部質保証体制が有効に機能していること。

- ① 機能している。
- ② おおむね機能している。
- ③ 不十分である。

評価：おおむね機能している。

【基準に係る状況】

前回の自己点検評価報告書（平成 24 年度～平成 27 年度）を契機として、センターの組織体制については段階的な見直しが行われてきた。具体的には、当時のこころの形成発達研究部門、発達脳機能イメージング部門、こころの発達開拓部門、こころの地域ネットワーク支援室、Age2 企画からなる 5 部門体制から、脳機能発達研究部門、情動認知発達研究部門、発達支援研究部門、の 3 部門体制へと再編が行われた。この再編は、研究・教育・社会実装の機能を整理し、部門間の役割を明確化することを目的として実施されたものである。

さらに、自己点検評価を通じて認識された人材育成および地域支援の必要性を踏まえ、福井県寄附研究部門が設置された。

寄附研究部門では、第一期（平成 29 年度～令和 3 年度）に「児童青年期こころの専門医育成

部門」を設置し、子どものこころの診療を担う専門医の養成に重点的に取り組んだ。その後、地域における支援ニーズの高まりや多職種連携の重要性を踏まえ、第二期（令和4年度～現在）は「地域こころの支援部門」へ移行し、臨床・教育・福祉が連携して地域を支える支援モデルの構築と普及を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果をもとにした具体的な改善事例が存在し、内部質保証体制が機能的に運用されていることが確認できる。

(2) 基準8における優れた点および改善を要する点

【優れた点】

年度報告書と自己評価結果を活用した継続的な改善が行われている。

【参考資料】

・運営委員会一覧

【R元年度】

第49回運営委員会：2019年5月15日

【報告】平成30年度決算

【議事】・センター運営（特命助教の採用，特別研究員の称号付与，令和元年度予算計画・活動計画，子どもの悩み110番への協力）

第50回 運営委員会：2019年11月14日

【報告】令和元年度予算執行状況

【議事】・センター運営（特命助教の採用，クロス・アポイントメント制度に関する計画）
・児童青年期ころの専門医育成部門（寄附研究部門）の継続

第51回運営委員会：2020年1月9日

【議事】・センター運営（クロス・アポイントメント制度の実施，特命助教の採用，准教授の公募，特別研究員の採用）

第52回運営委員会（メール附議）：2020年1月27日

【審議事項】・クロス・アポイントメント制度による給与等に係る申合せ（案）

第53回運営委員会：2020年2月17日

【議事】・センター運営（クロス・アポイントメント制度の実施，准教授の昇格，特命講師の採用，客員教授の称号付与，招聘教授の称号付与）

第54回 運営委員会（メール附議）：2020年2月19日

【審議事項】・特命助教の採用

第55回 運営委員会（メール附議）：2020年3月3日

【審議事項】・招聘教授の称号付与について

・子どものころの発達研究センター専任教員の個人評価実施要項の一部改正

【R2年度】

第56回運営委員会（Web会議）：2020年5月25日

【審議事項】決算・計画・活動

第57回運営委員会（Web会議）：2020年12月3日

【審議事項】・情動認知発達研究部門の准教授の公募
・令和3年度特命助教の採用

第58回運営委員会（Web会議）：2021年2月12日

【審議事項】・情動認知発達研究部門准教授採用，クロアポの継続，特命講師の採用，客員教授の称号付与，招へい教授の称号付与

第59回 運営委員会（メール附議）：2021年3月17日

【審議事項】・特命助教の採用の取消について

【R3年度】

第60回運営委員会（Web会議）：2021年4月7日

【審議事項】・センター運営（特命助教の採用，国立大学改革強化推進補助金「コロナ禍取組」）

第61回運営委員会（Web会議）：2021年5月13日

【審議事項】・センター運営（子どものこころの発達研究センター任期付准教授又は講師の雇用更新審査に係る申合せの制定，特命助教の採用，令和2年度決算案及び令和3年度予算案，国立大学改革強化推進補助金「コロナ禍取組」，10周年記念誌発行）

第62回 運営委員会（Web会議）：2021年6月30日

【審議事項】・センター運営（情動認知発達研究部門長，特命助教の採用）

【その他】・10周年記念誌進捗状況”

第63回 運営委員会（Web会議）：2021年9月30日

【審議事項】・センター運営（脳機能発達研究部門助教の退職・公募）

【その他】・10周年誌発行

第64回 運営委員会（Web会議）：2022年1月19日

【審議事項】・センター運営（発達支援研究部門助教の退職，脳機能発達研究部門助教の採用，特命教員の採用，令和4年度客員教授及び招聘教授の称号付与）

【各委員からの協議希望事項】・「子どもの悩み110番」の今後の方向性

【報告事項】・概算要求西病棟再整備

・寄附研究部門の継続

【その他】・令和4年度子どものこころの発達研究センター研究発表会

第65回運営委員会（Web会議）：2022年2月9日

【審議事項】・センター運営（寄附研究部門の継続）

第66回運営委員会（Web会議）：2022年3月9日

【審議事項】・センター運営（子どものこころの発達研究センター規程の一部改正，寄附研究部門の人事）

【R4年度】

第67回運営委員会（Web会議）：2022年6月9日

【審議事項】・センター運営（特命助教の採用，令和3年度決算案及び令和4年度予算案について）

【報告事項】・概算要求ミッション実現戦略経費

第68回運営委員会（メール審議）：2022年11月11日

【審議事項】・特命職員（特命臨床心理士）の採用

第69回運営委員会（Web会議）：2023年1月26日

【審議事項】・センター運営（特命職員等の採用，令和5年度客員教授の称号付与，令和5年度招へい教授の称号付与，子どものこころの発達研究センター教員業績評価実施要項（案）及び子どものこころの発達研究センター教員業績評価基準（案）の制定

【その他】・令和4年度子どものこころの発達研究センター研究発表会

第70回運営委員会（メール審議）：2023年1月31日

【審議事項】・特命助教の採用

【R5年度】

第71回運営委員会（メール会議）：2023年4月13日

【審議事項】・特別研修員の受入について

第72回運営委員会（Web会議）：2023年7月24日

【審議事項】・センター運営（令和4年度決算案及び令和5年度予算案）

【報告事項】・令和5年度ミッション実現戦略経費

・令和5年度中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価結果

【その他】・西病棟6階への研究室の移動

・子どものこころ診療部の状況

・連合小児発達学研究科の状況

第73回運営委員会（Web会議）：2024年2月5日

【審議事項】・特命教員の退職

・令和6年度客員教授等の称号付与

・令和6年度招聘教授の称号付与

・令和6年度特別研修員の受入

【報告事項】・令和5年度子どものこころの発達研究センター研究発表会

第74回運営委員会（メール審議）：2024年3月1日

【審議事項】・令和6年度特命教員等の採用

【R6年度】

第75回 運営委員会（Web会議）：2024年7月19日

【審議事項】・センター運営（運営体制，助教公募について，令和5年度決算案及び令和6年度予算案）

【報告事項】・令和6年度ミッション実現戦略経費

【その他】・子どものこころ診療部，連合小児発達学研究所の状況

・第51回日本脳科学会について

・活動報告書について

第76回運営委員会（Web会議）：2024年9月12日

【審議事項】・センター運営（助教の採用について）

第77回運営委員会（メール審議）：2024年12月24日

【審議事項】・特命職員の採用について

第78回運営委員会（Web会議）：2025年1月14日

【審議事項】・センター運営（任期付准教授の雇用更新審査について，令和7年度特命教員等の採用について，令和7年度客員教授等の称号付与について，子どものこころの発達研究センターの将来計画について）

第79回運営委員会（メール審議）：2025年2月14日

【審議事項】・子どものこころの発達研究センター教育職員の任期について

教員等配置名簿

(令和7年3月31日現在)

【福井大学 子どものこころの発達研究センター】

役職	氏名	備考
センター長	松崎 秀夫	令和6年4月～
副センター長 【研究担当】	水野 賀史	令和6年4月～
副センター長 【社会連携担当】	大嶋 勇成	

部門	役職	氏名	備考
脳機能発達 研究部門	部門長・教授（専任）	松崎 秀夫	
	特命教授（兼任）	坂野 仁	
	招聘教授	佐藤 真	
	助教（専任）	謝 敏珏	
	助教（専任）	國石 洋	
情動認知 発達研究 部門	教授（兼任）	小坂 浩隆	
	教授（兼任）	岡沢 秀彦	
	教授（兼任）	清野 泰	
	准教授（専任）	水野 賀史	
	助教（専任）	濱谷 沙世	令和6年10月～
	特命助教（専任）	山下 雅俊	
	特命助教（専任）	寿 秋露	
発達支援 研究部門	部門長・教授（専任）	友田 明美	
	教授（兼任）	大嶋 勇成	
	客員教授	平谷 美智夫	
	客員教授	清水 聡	
	准教授（専任）	藤澤 隆史	
	特命助教（専任）	Natasha Yuriko dos	

		Santos Kawata	
	特命助教（専任）	倉田 佐和	令和6年4月～
	特命助教（兼任）	小坂 拓也	令和6年4月～
地域 こころの 支援部門	客員教授	杉山 登志郎	
	准教授（専任）	森本 武志	
	特命准教授（専任）	鈴木 太	
	特命職員（専任）	藤枝 政矩	
	特命職員（専任）	中道 秀尚	令和7年1月～

【福井大学医学部附属病院 子どものこころ診療部】

部長	医師	<u>友田 明美</u>	発達小児科学・発達障がい
副部長	医師	<u>水野 賀史</u>	発達小児科学
	医師	<u>杉山 登志郎</u>	児童青年精神医学
	医師	<u>松崎 秀夫</u>	児童青年精神医学・発達障がい
	医師	小坂 浩隆	児童青年精神医学・発達障がい
	医師	<u>森本 武志</u>	児童青年精神医学
	医師	眞田 陸	児童青年精神医学
	医師	福元 進太郎	児童青年精神医学
	医師	今成 英司	児童青年精神医学
	医師	小坂 拓也	発達小児科学・発達障がい
	医師	吉馴 亮子	発達小児科学
	医師	<u>倉田 佐和</u>	発達小児科学
	医師	渡真利 眞治	児童青年精神医学
	医師	東 琢磨	児童青年精神医学
	心理士	<u>濱谷 沙世</u>	臨床心理学
	心理士	堀内 愛佳	臨床心理学
	心理士	<u>藤枝 政矩</u>	臨床心理学

（下線はセンター構成員）

【連合小児発達学研究所（福井校・こころの形成発達科学講座）】

領域名	役職	氏名	備考
情動認知発達学領域	教授（兼任）	小坂 浩隆	
	教授（兼任）	岡沢 秀彦	
	教授（兼任）	清野 泰	
	准教授（兼任）	藤岡 徹	
	准教授（専任）	水野 賀史	
	助教（専任）	濱谷 沙世	
	助教（専任）	山下 雅俊	
	助教（専任）	寿 秋露	
発達環境支援学領域	教授（後期・専任）	友田 明美	
	教授（兼任）	大嶋 勇成	
	准教授（後期・専任）	藤澤 隆史	
脳機能発達学領域	副研究科長・ 教授（専任）	松崎 秀夫	
	教授（兼任）	安倍 博	令和6年4月～
	教授（前期・兼任）	岸 俊行	令和6年4月～
	教授（前期・兼任）	廣澤 愛子	令和6年4月～
	教授（前期・兼任）	大西 将史	令和6年4月～
	助教（専任）	謝 敏かく	
	助教（専任）	國石 洋	
その他	教授（兼任）	上原 佳子	
	准教授（兼任）	森本 武志	

【事務組織】

子どものこころ の発達研究セン ター関係	研究・地域連携推 進部 松岡キャンパス 研究推進課	課長	喜多山 悦子
		課長補佐（兼）研究総務・センター担当 主査	中辻 圭恵
		研究総務・センター担当 事務職員	田川 遼介
		センター 事務補佐員	畑中 幸江
	事務補佐員	大野木 真奈美	
子どものこころ 診療部関係	病院部 経営企画課	課長	青池 正幸
		課長補佐	奥田 豊和
連合小児 発達学研究科 関係	学務部 松岡キャンパス 学務課	課長	亀江 洋子
		課長補佐	池田 敦
		教務（医学）担当 主査	嶋田 真人
	連合小児発達学研究科・福井校担当 事務補佐員	谷口 智子	

・福井大学子どもまごころの発達研究センター規程

平成24年4月1日
福大規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大規則第1号）第8条の3第2項の規定に基づき、福井大学子どもまごころの発達研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、大阪大学の「子どもまごころの分子統御機構研究センター」等と連携して、「子どもまごころの発達」を科学的に解明するための新しい研究領域を創生し、「子どもまごころのひずみ」を克服するための革新的教育研究事業を展開することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2名
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他センター長が必要と認めたる者

2 前項第1号から第4号までに規定する職員の選考に関し必要な事項は別に定める。

(職務)

第4条 センター長は、センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 副センター長は、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専任教員は、センターの業務を処理する。
- 4 兼任教員は、センターの業務に協力する。
- 5 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(客員教授等)

第5条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

- 2 客員教授等の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授等の選考は、国立大学法人福井大学客員教授等称号付与規程（平成21年福大規程第1号）の定めるところによる。

(研究部門等)

第6条 センターに、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) 脳機能発達研究部門
- (2) 情動認知発達研究部門
- (3) 発達支援研究部門

2 前項に規定するもののほか、次の寄附研究部門を置く。

(1) 地域こころの支援部門

3 第1項各号に規定する研究部門に当該部門の業務を管理する部門長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

4 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営及び教育研究活動等に関する事項について審議するため、福井大学子どもこころの発達研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 福井大学大学院医学系研究科附属子どもこころの発達研究センター及び福井大学大学院医学系研究科附属子どもこころの発達研究センター規程（平成22年福大院医規程第4号）は廃止する。

3 学長は、センターの年度ごとの業務の達成状況について評価を行うとともに、設置後3年以内に、センター設置目的に照らした業務の達成状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月15日福大規程第19号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日福大規程第24号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月20日福大規程第108号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月30日福大規程第84号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日福大規程第100号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日福大規程第29号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

・福井大学子どものこころの発達研究センター研究部門要項

平成 24 年 12 月 28 日
子どものこころの発達研究センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学子どものこころの発達研究センター規程（平成24年福大規程第6号）第6条第5項の規定に基づき、福井大学子どものこころの発達研究センター（以下「センター」という。）に設置する研究部門（以下「部門」という。）について、必要な事項を定める。

(部門会)

第2条 各部門に部門会を設置し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 部門の教育研究活動等に関する事項
- (2) その他部門に関する事項

(組織)

第3条 部門会は、当該部門に所属する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) 特命教員
- (5) 客員教員
- (6) その他部門長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部門長は、部門会を招集し、その議長となる。

(議事)

第4条 部門会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、部門会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 各部門の事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、各部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年12月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 福井大学大学院医学系研究科附属子どもの発達研究センター研究部門等要項（平成 23 年 4 月 21 日大学院医学系研究科長裁定）は廃止する。

附 則（平成 29 年 7 月 10 日）

この要項は，平成 29 年 7 月 10 日から施行し，改正後の要項は，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は，令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

福井大学子どもこころの発達研究センター運営委員会要項

令和7年7月10日
子どもこころの発達研究センター長裁定

(目的)

第1条 この要項は、福井大学子どもこころの発達研究センター規程（平成24年福大規程第6号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、福井大学子どもこころの発達研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 福井大学子どもこころの発達研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (2) 規程第6条に規定する各部門（以下「各部門」という。）の基本方針に関する事項
- (3) センターの教育研究活動等に関する事項
- (4) その他センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの各部門長
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員はセンター長が指名する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、前条第1項第2号に規定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和7年7月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この要項の施行後、第3条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、当該任期に係る第3条第3項及び関係規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。